

# ビープラツ株式会社

## 定款

平成18年11月11日設立時定款  
平成20年7月23日定款一部改定  
平成21年12月9日定款一部改定  
平成22年5月12日定款一部改定  
平成24年6月27日定款一部改定  
平成28年6月22日定款一部改定  
平成29年3月15日定款一部改定  
平成29年6月29日定款一部改定  
平成29年8月14日定款一部改定  
平成29年11月14日定款一部改定  
平成31年4月1日定款一部改定  
令和4年6月22日定款一部改定

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、ビープラツ株式会社と称し、英文では、BPLATS, Inc.と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット等の通信手段・設備を利用して行う下記の業務
  - ①商品の売買システムの企画開発、設計及び運営管理並びに保守
  - ②商取引、決済処理に関する事務の受託及び代行
  - ③ホームページの企画立案及び制作
2. 各種情報の収集、分析、処理及び管理並びに提供サービス業
3. 音声、音楽、映像等のデジタルコンテンツの企画、制作及び販売並びに輸出入
4. 広告、宣伝の企画、制作及びこれ等代理業
5. 電気通信事業法に基づく電気通信事業及び放送事業
6. 翻訳業
7. 書籍、雑誌の出版
8. 各種媒体を利用して行う通信販売
9. 工業所有権、技術的知識（ノウハウ）、コンピュータシステム技術の取得、管理、販売及びこれ等に関する取引の代理業、仲介業
10. コンピュータ及びその周辺機器の企画、開発、製造、販売、輸出入並びに販売支援に関する業務
11. コンピュータのソフトウェアに関する研究及び企画開発、制作、販売並びに輸出入
12. 一般労働者派遣事業
13. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもつて市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は100株とする。

(単元未満株主についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

- ② 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(基準日)

第13条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議

により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

② 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### (電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役、取締役会及び代表取締役

#### (取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

#### (取締役の選任の方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議において選任する。

- ② 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

#### (取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

#### (代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。また、取締役会長、取締役社長各1名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### (取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### (取締役会の招集通知)

第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役の責任免除)

第25条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によつて、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款の他、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第6章 会計監査人

### (会計監査人の選任)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。監査役会は、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容を決定する。

### (会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第7章 計 算

### (事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (剩余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剩余金の配当をすることができる。

### (中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

### (配当の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

平成18年11月11日設立時定款  
平成20年7月23日定款一部改定  
平成21年12月9日定款一部改定  
平成22年5月12日定款一部改定  
平成24年6月27日定款一部改定  
平成28年6月22日定款一部改定  
平成29年3月15日定款一部改定  
平成29年6月29日定款一部改定  
平成29年8月14日定款一部改定  
平成29年11月14日定款一部改定  
平成31年4月1日定款一部改定  
令和4年6月22日定款一部改定